

日立市公告第 120 号

森林經營管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、經營管理権集積計画を定めたので、同条第 7 項第 1 項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた經營管理権集積計画は、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 18 日

日立市長 小川春樹

記

1 經営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	大字	森林面積	森林所有者数	筆数	整理番号
1	十王町	高原	4. 90ha	6 人	9 筆	日一藤坂黒田 R7-001～002 R7-004～005 R7-007～008

2 縦覧場所

日立市役所農林水産課

日立市ホームページ

(https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/seisaku_zaisei/1003299/1010996/1003310.html)

3 権利の設定

本公告により、対象森林の經營管理権が日立市に設定されるとともに、經營管理受益権が森林所有者に設定される。

以上